

2018年第1回定例会

日本共産党議員団（増永議員）の反対討論

2018.3.29

日本共産党議員団を代表して議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第7号、議案第8号、議案第21号、議案第28号及び議案第29号に対して、一括して反対の立場から討論を行います。

今、国会では、森友学園の公文書改ざん事件をめぐって、政治への信頼性が問われています。公文書のかいざんは、国民主権、民主主義を破壊する重大な犯罪行為です。先日の自民党大会で、安倍総理は、改憲に言及しましたが、国民をあざむく政権が、憲法を変える資格はありません。いま安倍総理がなすべきは改憲ではなく、内閣総辞職だということを最初に強く申し上げておきます。

安倍政権が6年目を迎える中で、さらに貧困と格差は拡大し、大企業や超富裕層は史上最大の儲けを記録する一方、働く貧困層は増大しています。金融資産を持たない世帯は400万世帯増加し、今では全世帯の35%にもなっています。また、安倍政権は、社会保障予算の自然増削減を毎年続け、この6年間で総額1兆5900億円も削減となりました。貧困に追い討ちをかける生活保護の削減も打ち出しています。さらには、地方自治法の改正により、自治体での窓口業務に独立行政法人が参入出来るようにするなど、公的役割の放棄をいっそうすすめていっています。

こうしたなかで、自治体として、国の方針に対する姿勢をどうするのか、まずは国民・市民の暮らしにきちんと目を向けるべきではないかということ、最初に申し上げておきます。

それでは、まず自治体としての立ち位置について4点申し上げます。

1つは、核兵器禁止条約の早期締結を求める署名の取組みについてです。昨年7月国連で人類史上初めて核兵器禁止条約が122か国の賛成で採択されたことを受け、この署名が平和首長会議で取組まれています。核兵器禁止の課題は世界で唯一の被爆国としての使命だと思います。ぜひ本市において、関係団体を含め多くの市民の皆さんが取り組めるよう、努力されることを求めています。

2つめに、子どもの貧困対策についてです。子どもの貧困問題は、今日、日本社会の最大課題の1つです。大阪府内の相対的貧困率は14.9%、単純に計算しますと摂津市内では2000人の子どもたちが貧困ライン以下で生活をしているということになります。大阪府の実態調査を受け、本市の実態調査を行うことがまず必要です。そして、児童扶養手当や

生活保護、就学援助など制度の捕捉率をあげていく取り組みをするべきです。経済的支援、教育支援、就労支援を始め、子どもの居場所づくり、スクールソーシャルワーカーの常勤化、様々な兆候を拾い上げ支援につなげるシステムの構築など、推進するためには体制を確立し総合的に取り組むことが必要です。ぜひ早急に具体化を図るよう求めます。

3 つめに、新年度が第 5 次行革実施計画の最終年度になりますが、今後の方向性についてです。この間、第 5 次行革が最後の行革といわれてきました。市民生活において「幸福度」の高いまちづくりを目指すという視点から、様々な課題を整理し、見直すことが重要です。非正規職員が 40.8%を占める市職員の今後の方向性はどうあるべきか、まちづくりの基本である総合計画を中心とした各分野の計画の見直し、大阪府内トップクラスの財政力の今後の見通しと市民の暮らしを支える財政運営の問題、公共施設の管理運営等々いろいろな問題に、どう答えをだしていくのか、重要な数年間になります。市民の暮らしを守るという自治体本来の仕事を、いかに果たしていくかという立場で進めていくことを求めておきます。

4 つめに、旧味舌小学校跡地に関して、「市長が、売却を凍結し、防災空地として残す」との発言の実行性についてです。代表質問で協調しましたが、この間、市民団体とのやり取りのなかで、市長は、そういう表明をされたわけですが、その方向で担当も含め動いているのかという点では、そうではないのでは、と受け取れる対応がされています。市長自ら、きちんと「防災空地として残し、活用する」と言うメッセージを発進すべきだと言う事を申し上げておきます。

次に、まちづくりについて 3 点申し上げます。

1 つは、防災・災害対策についてです。

東日本大震災から 7 年たちました。これまでの取り組みの到達を全面的に分析し地域の防災力、市職員の防災力、防災教育の 3 本柱の取り組みについて、より発展させていくための具体化を図るべきだと考えます。それぞれが災害発生時に、少しでも対応することができて、影響を最小限に押さえていくために、自主防災訓練を始めとする訓練の改善、市民一人一人の災害対応力の向上、新しい災害想定に基づくハード・ソフト面の対応等々、本市としての課題を整理して当面の取り組みを行うことが大事ではないでしょうか。

2 つめに、歩道や生活道路の安全対策と市内交通不便地域の解消についてです。今日、社会的なインフラの改修がひとつの課題です。高齢化社会がいっそう進行するなかで、手押し車や車椅子の利用者も増加してきています。常に安全に生活し、どこにでも自由に往き来できるまちづくり、バリアフリーのまちづくりを推進すべきです。大きな工事とともに

に歩道や生活道路、そしてマンホールの蓋と道路の段差解消などもぜひ早急に一気に改善するよう求めて置きます。また交通不便地域の解消については、今回のセッピー号の1台増車について大いに評価するものでありますが、引き続きバス停に対して半径500mという考え方の見直しを含め、いっそう市民の交通権、生活権を守るという位置づけで改善方向を検討していただくことを求めます。

3つめに、阪急京都線連続立体交差事業とJR千里丘駅西口整備についてです。

阪急連続立体交差事業については今回、2つめの行政手続きとして「事業認可」が行われ、3回の住民説明会が開かれました。現時点で、総事業費は約437億円、本市の負担は約65億円です。これからおおむね5年程かけて測量から行い、関係権利者との協議が行われる予定ですが、権利者の様々な要望に対して誠意ある対応を求めておきます。

JR千里丘駅西口開発については、これから市の施行で行うことになりましたが、取組む姿勢が大事です。組合施行の計画案が、そのままありきではなく、駅前広場や安全対策は最低必要ですが、改めて、財政面、環境面、必要性について検証を行うこと、そして、多くの方々が参加した「まちづくり」としての合意形成を図ること、計画内容・関連する情報を市民的に広く知らせ、市民合意を進めることを求めておきます。

次に、市民のくらしを守る施策について6点述べます。

1つは、証明書発行等に関わる問題です。市民課の証明書等発行事業に関わって、昨年度から市民サービスコーナーが廃止され、代替で取り次ぎサービス事業に引き継がれていますが、取次サービスの利用は少なく、ほとんどが市役所窓口への利用に変わっています。市はコンビニ交付をすすめるといいますが、市民の利便性の観点からは、取次サービスも、コンビニ交付事業も、サービスコーナー廃止の受け皿になっていないことは明らかです。少なくない市民はマイナンバーカードの利用・所持に抵抗を持っています。このような中で、マイナンバー制度を利用しない市民への不利益が生まれていることに対して、改善を求めるものです。

サービスコーナーの廃止は行革のためとのことでしたが、コミプラから市民活動支援課が引き上げることで取り次ぎサービスのための非常勤を新たに増やすことが予算計上されています。また、市民課の窓口委託業務についても今回契約の更新がされますが、契約額の増加については、ほぼ人件費だと言われています。その業務が市で行うよりも民間の方が効率が良いという行革の考え方は、やはり納得のいくものではありません。市役所の顔とも言える業務であることを自覚して、直営での再検討を求めます。

2つめに、障害者医療の問題です。大阪府の福祉医療費助成制度の再構築に伴い、老人医療費助成制度がなくなり、重度障害者医療費助成に統合されます。また、障害者医療費

助成の対象者でも入院時の食事療養費助成をなくしてしまいます。国や府の制度改悪をそのまま市民に押し付けないとして、長期入院をした方に限っては年末の障害者福祉見舞金に上乘せの支給をするとしましたが、それでも本人の自己負担が増大することには変わりはありません。子ども医療費助成の制度では非課税世帯には制度を残して継続していることも踏まえて、今回の削減に対しては反対するものです。

3 つめに、生活保護についてです。生活保護行政については、今年 10 月からの生活扶助基準引き下げを政府は準備しています。格差・貧困の社会問題化をいっそう広げるもので許されません。

生活保護では、今までにも、基準引き下げや加算の廃止が行われてきており、特に、住宅扶助費引き下げの影響は深刻です。摂津市では、転居等の対応が必要とされる保護世帯は 243 件ありますが、転居が進まず、家賃が生活費に食い込む形になっています。また、この間、年金制度の改善で受給権を得られた保護受給者が約 180 名いますが、約 1100 ある保護世帯のほぼ 2 割が、転居や年金手続きで、早急な対応が求められる状況だと言えます。そして、その一件一件が個別の事情を抱えて、いま生活保護を受けるに至っています。ケースワーカーの体制と力量の強化もしっかりと行い、丁寧な対応が図られるように引き続き求めておきます。

4 つめに、国民健康保険についてです。国民健康保険は、制度改変によって、都道府県が新たに保険者に加わりますが、保険料や減免制度などの決定権は引き続き市町村にあります。ところが、大阪府は全国でも類を見ない、国保制度の府内統一化を押し付けてきました。大阪府の号令に従うかどうかは、市町村の判断であるにも関わらず、摂津市は、大阪府の示す通りの保険料を目指して、6 年連続の値上げをしようとしています。今まで摂津市は、高すぎる国保料の負担軽減のために、国保特別会計に繰入を行ってきました。しかし、2018 年度予算では、後 4000 万円ほどで保険料据え置きができるにもかかわらず、繰入金も 1 億 2 千万円も減らして、市民に負担をかぶせようとしています。所得の低い高齢者一人世帯・二人世帯など、6 割を超える加入者が今年度からの値上げとなります。摂津市の国保特別会計は、大きな黒字を出し、繰越金もあり、値上げをする必要はありません。国は、都道府県化に際し、新たな国費を投入しています。それによって、高槻市では 7 割、吹田市では 8 割の加入者が値下げとなる予算を組んだとのことですが、摂津市民は国費投入の恩恵を受けられず、値上げになってしまうということは、あまりにも理不尽だと言わねばなりません。しかも、保険料や医療費の減免制度なども、大阪府基準に合わせて改悪の計画です。保険料は値上げではなく値下げをし、市民のための減免制度を守り、市民にとって百害あって一利なしの「大阪府内国保統一化」に反対することを強く求めます。

5 つめに、介護保険についてです。介護保険は 3 年ごとの見直しのたびに値上げを行ってきました。今回もまた値上げの計画です。国民健康保険料の値上げと相まって、高齢者の生活を圧迫するものです。基金が積み上がるということは、保険料を取りすぎているということです。保険料を引き下げ、保険料減免制度の拡充、利用料減免制度の創設を求めます。総合事業移行後のサービス継続などは評価をするものです。要介護の方も含め、サービスの削減を行わないよう求めておきます。

6 つめに、後期高齢者医療についてです。後期高齢者医療も、保険料改定の年となります。保険料率は、均等割・所得割ともに減額ですが、軽減特例の見直しによって値上げとなる世帯が出ます。後期高齢者医療は、摂津市が制度を決めることはできませんが、市民の命と健康を守る立場から実態把握を行い、国に対して改善を要望することを求めます。

次に、子育て・教育施策について 3 点のべます。

1 つは、保育所など未就学施設についてです。

4 月からの入園・転園の申し込み数が 2 月 22 日時点で 563 名に対し入園先が決まっていない児童数は 208 名にのぼっています。4 月に定員 19 名の小規模保育園が開園しますが、待機児童が 4 月当初時点から多数生じ、年度途中にさらに増え続けることは明らかです。民間の認定こども園が秋に新設されるものの、待機児童を解消するには至りません。公的な責任において待機児童を暫定的に受け入れることができる施設整備を早急に行うべきです。

小規模保育所は 2 歳まで保育する施設です。3 歳以降の保育施設や下の子の出産育児休暇時の継続保育などで保護者の不安を解消する市の責任を果たすことが必要です。

また、正雀保育所の民営化時の混乱や民営化後の状況などの検証が不十分であり、公立保育所の地域での役割などが考慮されないままの、さらなる公立保育所民営化の議論は見直すべきです。

2 つめに、学力向上など児童生徒の成長を保証するための教育環境の整備についてです。

学力向上にむけて sunsun 塾が 5 箇所を増設されるとともに既存 3 箇所補助指導員が配置されます。定員 25 名に複数の指導員を配置する目的は学習定着度が異なる児童生徒に、より丁寧な指導を行うためだとのこと。いっぽう、学校現場では支援学級に在籍する児童生徒を含め 35 人以上の学級は小中学校合わせて 60 学級と全学級の約 3 割にのぼり、現行の定数である 40 人をも上回る学級は 12 学級です。学力向上、児童生徒への丁寧な指導のために、学校現場にこそ少人数学級を実施するべきです。

全国学力学習状況調査、大阪府中学生チャレンジテストは教育をゆがめるもので中止を求めます。

3つめに、学校給食についてです。

安全安心を大前提に学校教育にふさわしい給食を小中学校で実施することが必要です。食育やアレルギーなどの対応をおこなう栄養教諭・栄養士は、小学校で4名、中学校で1名です。とりわけ小学校ではアレルギー除去食の児童は100名を超えています。1人の栄養職員で複数校を担当し、10名を越すアレルギーを持つ児童をかかえる状況は問題です。先日、栄養職員が配置されていない小学校で、アレルギーのある児童がアレルゲンの入った給食を食べてしまうという事案も発生しています。栄養職員の全校配置を強く求めます。

また、小学校での調理業務委託の検証、他市で見直しがすすむ中学校給食の自校調理全員給食への見直し検討を、学校現場、保護者など、当事者ととともに真剣に取り組んでいくべきです。

次に、上下水道事業についてです。

給水収益の減少、給配水管や配水池などの施設改修・維持管理にかかる費用の増加など、上下水道事業運営に課題はありますが、北摂で最も高い上下水道料金を放置してよいということにはなりません。とりわけ負担感の大きい中間層への料金引き下げなど料金体系の見直しを求めます。

最後に、JR 東海新幹線基地地下水汲み上げ訴訟について一言述べておきます。

JR 東海新幹線基地の地下水汲み上げを具体的な危険はないと容認し、差し止めを求める摂津市の上告を棄却した最高裁の判断は不当です。市民や事業者など公共の財産である地下水を JR 東海の事業活動のために活用させ、一方で摂津市の環境や市民の安全を軽視するという点で大きな問題を残しています。

新幹線基地への水道管など施設整備や維持に多額の公費が投入されてきたこと、憲法25条生存権に関わる上下水道事業に少なくない影響を与えていることへの JR 東海の無自覚も重大です。

今後、摂津市として地盤沈下のモニタリングとともに、JR 東海に対して環境保全協定に基づく地域環境・住民への配慮を求め、さらに水循環基本法の理念に基づく規制や負担をもとめるなど、検討するよう要望します。

以上、反対討論といたします。